

千葉県高等学校PTA連合会加盟校

同 P T A会長 様

同 校長 様

「全国高等学校PTA連合会賠償責任補償制度」加入ならびに継続加入について（依頼）

貴校PTAにおかれましてはますますご隆昌の段お喜び申し上げます。

また、本制度をはじめ本連合会の事業に関しまして日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高校生の社会活動へ参加の機会が年々増加してゆく中、行動範囲や活動の広さ、複雑な社会の変化、交友関係の多様化から未成熟な高校生の行動への危険度は一層増してきています。

保護者の皆様としては、ますます危機管理への備えを充実しなければならない時期でもあると思います。加えて、昨今では、不慮の事故による相手に対する損害への賠償は、その額が日々増していることは周知のとおりです。場合によっては、加害者として一生償いの人生を送ることもなりかねません。

私ども全国高等学校PTA連合会は、このような保護者や生徒の不安や経済的負担を少しでも軽減することができるよう、本制度を取り入れ、加入をお薦めしております。

今年度におきましては、全国120万人の会員にご加入いただいております。

つきましては、既に、ご加入いただいているPTA会員様には引き続きのご継続をお願いするとともに、未加入のPTA会員様におかれましては、是非この機会にご加入いたきたくお願い申し上げます。

本制度が多く数のPTA会員様に普及し、子ども達が安心安全な学校生活を送ることができますことを願っております。

令和4年2月1日

(一般社団法人) 全国高等学校PTA連合会

会 長 泉 満

(公印省略)

千葉県高等学校PTA連合会

会 長 須合 勝雄

(公印省略)

千葉県高等学校PTA連合会加盟校 校長 様

千葉県高等学校PTA連合会事務局
事務局長 林 修一

「全国高P連賠償責任補償制度」(令和4年度版)に係る
配付文書並びに配付数について(依頼)

日頃より本連合会の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記により送付いたしますのでご確認のうえ、ご活用ください。

記

送付文書及び配付部数

- | | |
|---|---|
| 1 「全国高等学校PTA連合会賠償責任補償制度」加入ならびに継続加入について(依頼) | 1部 |
| 2 「全国高P連賠償責任補償制度」令和4年度版に係る配付文書について(依頼) | 1部 |
| 3 「全国高P連賠償責任補償制度」令和4年度加入手続きについて | 1部 |
| 4 「全国高P連賠償責任補償制度」(カラー刷り8ページチラシ)
・校長用
・PTA会長用
・事務担当者用
・副校長(教頭)
・職員室用 | 5部
(各1部)
(各1部)
(各1部)
(各1部)
(各1部) |
| 5 「全国高P連賠償責任補償制度」(白黒簡易版1ページチラシ)
・校長用、
・PTA会長用
・事務担当者用
・副校長(教頭)
・職員室用 | 5部
(各1部)
(各1部)
(各1部)
(各1部)
(各1部) |
| 6 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き 令和4年度版
・校長用
・PTA会長用
・事務担当者用 | 3部
(各1部)
(各1部)
(各1部) |

【※注意点】

年度末及び年度当初において、「手引き」等の紛失への問い合わせが多くなっています。

お手数ですが、担当者が変更の際には、必ず、次年度担当者への引き継ぎを願います。

また、本連合会には予備がありませんのでご注意ください。

千高P連事務連絡
令和4年2月1日

千葉県高等学校PTA連合会加盟校（定時制）校長 様

千葉県高等学校PTA連合会事務局
事務局長 林 修一

「全国高P連賠償責任補償制度」（令和4年度版）に係る
配付文書並びに配付数について（依頼）

日頃より本連合会の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記により送付いたしますのでご確認のうえ、ご活用ください。

記

送付文書及び配付部数

- | | |
|--|----|
| 1 「全国高等学校PTA連合会賠償責任補償制度」加入ならびに継続加入について（依頼） | 1部 |
| 2 「全国高P連賠償責任補償制度」令和4年度版に係る配付文書について（依頼） | 1部 |
| 3 「全国高P連賠償責任補償制度」令和4年度加入手続きについて | 1部 |
| 4 「全国高P連賠償責任補償制度」（カラー刷り8ページチラシ） | 2部 |
| 5 「全国高P連賠償責任補償制度」（白黒簡易版1ページチラシ） | 2部 |
| 6 「全国高P連賠償責任補償制度」の手引き 令和4年度版 | 2部 |

【※注意点】

年度末及び年度当初において、「手引き」等の紛失への問い合わせが多くなっています。

お手数ですが、担当者が変更の際には、必ず、次年度担当者への引き継ぎを願います。

また、本連合会には予備がありませんのでご注意ください。

令和4年度「全国高P連賠償責任補償制度」加入手続きについて

加入手続きにつきまして、以下のようにご案内いたしますので必ずご確認ください。

1 令和4年度も継続して加入の場合

①自動更新となりますので、4月当初の加入依頼書は、提出不要です。
「全国高P連賠償責任補償制度 生徒数報告書（自動更新用）」（手引きP.43）を本連
合会事務局あて提出してください。 [令和4年5月10日締切]

②4月1日から継続手続き完了までの間に生じた賠償については補償されます。

2 令和4年度に新規に加入する場合（補償開始4月1日開始または、5月1日開始）

加入希望開始月を確認し、「全国高P連賠償責任補償制度 新規加入依頼書」（手引
きP.41）を本連合会事務局あて提出してください。
[締切等の詳細は手引きP.6を参照]

3 6月以降加入を希望する場合

「全国高P連賠償責任補償制度 生徒数報告書（6月以降加入用）」（手引きP.47）
を本連合会事務局あて提出してください。 [締切等の詳細は手引きP.6を参照]

4 令和4年度以降継続加入を希望しない場合

①「解約通知書」（手引きP.49）に必要事項を記入のうえ、本連合会事務局あて提出
してください。 [3月15日締切]

②「解約通知書」が期限までに提出されなかった場合には、補償制度は自動更新さ
れ、前年度報告生徒数に基づいて掛け金をお支払いいただきます。

(※重要留意点)

- この補償制度への加入対象者は、保護者がPTA会員（PTA会費納入者）である
ことが前提となります。
- 手引き（P.41～P48）内の5月1日付「学校基本調査生徒数」については、保護者が
PTA会員であり、本補償制度への加入する生徒数を記入してください。
- 学校からの掛け金の支払いは、生徒数報告後となりますが、2に基づいた「令和4年
度5月1日付学校基本調査生徒数」での掛け金が請求額となります。
- 払込掛金額については、「全国高P連賠償責任補償制度生徒数報告書」提出から掛け
金の支払いまでの期間に生徒異動があった場合でも、報告した生徒数分でのお支払
いとなりますのでご注意ください。
- 例年、払込掛金額の過不足が生じています。「全国高P連賠償責任補償制度生徒数報
告書」の提出の際は、必ず会計担当者と確認をとり、共通理解を図ってください。
- 中学校を併置する高校においては、自校が本連合会加盟校であれば、中学生も加入
の対象となります。希望する場合は加入数の記入にご注意ください。
- その他

ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

千葉県高等学校PTA連合会事務局
〒263-0011 千葉市稲毛区天台町285
千葉県総合スポーツセンター宿泊研修所内
(Tel)043-255-0687 (Fax)043-255-0681
(E-mail) chibakoupren@nifty.com